

委員長（溝手顕正君） ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、立法事務費の交付を受ける会派の認定に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

事務総長（川村良典君） 立法事務費の交付を受ける会派の認定は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定により、議院運営委員会の議決によって決定することになっております。

今回、新たに「新構想政治経済研究会」から立法事務費の交付を受ける会派としての所定の届出がございましたので、本委員会の認定をお願いいたします。

委員長（溝手顕正君） 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり、新構想政治経済研究会を立法事務費の交付を受ける会派と認定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部

改正に関する件及び国会議員の秘書の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償等に関する規程の一部改正に関する件の三件を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

事務総長（川村良典君） まず、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について御説明申し上げます。本件は、本年四月から、証人等が出頭し、又は陳述をした日の日当の額を、陳述に要した時間が四時間未満の場合は現行二万三百円を一万九千円に、四時間以上の場合は現行二万四千八百円を二万三千二百円に、それぞれ改めようとするものでございます。

次に、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件について御説明申し上げます。本件は、国家公務員退職手当法の改正に伴うもので、国会議員秘書の退職手当の支給率を政府職員の例に準じ改定する等、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、国会議員の秘書の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償等に関する規程の一部改正に関する件について御説明申し上げます。本件は、国家公務員災害補償法の改正に伴うもので、国会議員秘書の通勤災害における通勤の範囲を広げる等、所要の規定を整備しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長（溝手顕正君） 三件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

事務総長（川村良典君） 御説明申し上げます。本件は、事務局職員の内定員を九人減らし、千二百七十五人に改めようとするものであります。

以上でございます。

委員長（溝手顕正君） 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

事務総長（川村良典君） 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、日程第一及び第二を一括して議題とした後、総務委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

次に、日程第三について、災害対策特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第四について、経済産業委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第五について、財政金融委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第六及び第七を一括して議題とした後、国土交通委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

次に、日程第八について、環境委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第九及び第一〇を一括して議題とした後、法務委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

次に、日程第一一について、文教科科学委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第一二について、厚生労働委員長が報告された後、採決いたします。

なお、以上の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

最後に、先ほど本委員会において御決定のありました参議院事務局職員定員規程改正案について

起立採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約三十五分の見込みでございます。

委員長（溝手顕正君） ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午前九時五十五分、本鈴は午前十時でございます。

暫時休憩いたします。

午前九時四十八分休憩

「休憩後開会に至らなかった」